

総務局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 文書交換所書類運搬設備垂直搬送機修繕	02 機械設備等保守点検	第一工業株式会社 大阪支店	1,166,000	令和5年12月7日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和5年度大阪市役所本庁舎地下3階北側自動ドア修繕	19 産業用機器	ナブコドア株式会社	1,232,000	令和5年12月22日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 文書交換所書類運搬設備垂直搬送機修繕

2 契約の相手方

第一工業株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

当該設備において、特殊な技術、手法が必要かつ特注の部品を用いるため、当該業務の履行が可能な業者が特定されるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部行政課（電話番号 06-6208-7433）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市役所本庁舎地下3階北側自動ドア修繕

2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

3 随意契約理由

本庁舎における自動ドアでナブコドア株式会社製のものは、ナブコドア株式会社がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）